



2026年5月20日

各 位

会 社 名 明和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 毅
(コード番号 8103 東証プライム)
問合せ先 総務部長 石井 敬
(TEL. 03-3240-9534)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年度より導入している当社の取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下、「当社取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度について、一部改定のうえ制度を継続することを決議いたしました。

また、当社の主要子会社（以下、「対象子会社」といい、当社と合わせて、以下、「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下、「子会社取締役」といいます。当社取締役等とあわせて、以下、「対象取締役等」といいます。）についても、業績連動型株式報酬制度の導入を取締役に付議いたします。（以下、対象取締役等を対象とする株式報酬制度を「本制度」といいます。）

これにより、当社は、当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2026年6月26日開催予定の2025年度定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。また、同様に、各対象子会社は、各子会社取締役を対象とする本制度の導入に関する議案を各対象子会社の定時株主総会に付議することを予定しております。

記

1. 本制度の継続及び一部改定について

(1) 当社は、本日公表の中期経営計画「PI2028」の策定に伴い、本中期経営計画の実現に向けて、2026年度以降の本制度を当社取締役等の報酬における株式報酬の構成比率を高め、かつ、本制度を当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大を後押しする内容に改定いたします。

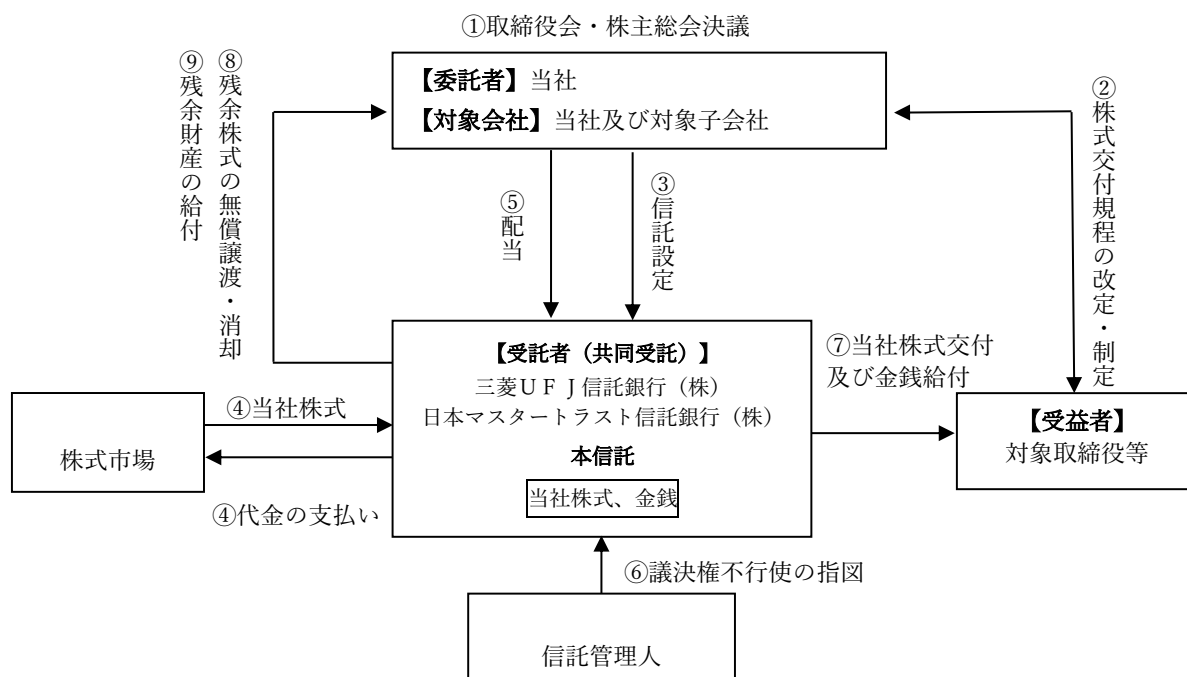
また、当社の対象子会社についても、業績連動型株式報酬制度を導入します。

(2) 当社取締役等を対象とした業績連動型株式報酬制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。また、対象子会社における業績連動型株式報酬制度の導入は、当該会社ごとの株主総会において承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用します。これは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を対象取締役等に交付または給付（以下、「交付等」といいます。）する制度です。

(4) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性および説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。当社取締役等を対象とした業績連動型株式報酬制度の一部改定については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. 本制度の概要



- ① 当社は、本制度の継続については当社の取締役会、本制度の一部改定については本株主総会において承認決議を得ます。各対象子会社は、当該会社ごとの株主総会において本制度の導入について承認決議を得ます。
- ② 対象会社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定または制定します。
- ③ 当社は、対象取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が対象取締役等に対して当社株式等の交付等の対象として取得する株式数は各社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 対象取締役等は、信託期間中、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数のうち、50%に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び当社取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ なお、当社は、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、各対象会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し追加で金銭を拠出する可能性があります。

3. 改定後の当社の本制度の内容（下線部分が改定箇所）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画に対応する3事業年度(以下、「対象期間」といいます。)を対象として、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託の継続（下記(3)②に定めます。）が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

当社取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、本制度から株式交付ポイント数（下記（4）に定めます。）に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

- ① 対象期間中に当社取締役等であること
- ② 自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による退任を除きます。）及び在任中に一定の非違行為等により辞任または解任された者でないこと
- ③ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(3) 信託期間

① 本信託の信託期間

2026年8月から2029年8月（予定）までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(4) 当社取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、当社取締役等に対して、役位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下、「基準ポイント」といいます。）が付与され、対象期間の各事業年度末日直後の一定の時期に、当該事業年度に付与された基準ポイントに業績連動係数を乗じて計算されるポイント数を累計して計算されるポイント数（以下、「株式交付ポイント数」といいます。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動します。（※）

※ 改定後当初対象期間については、ROE及び相対TSRを業績評価指標とする予定です。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が

行われる当社株式等の上限株数（下記（6）に定めます。）を調整します。

（5） 当社取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たした当社取締役等は、対象期間終了後、株式交付ポイント数の50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨てます。）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、当社取締役等が死亡した場合は、その時点までに累積したポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該当社取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、当社取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点までに累積したポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該当社取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

（6） 本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度あたり 3億2,000万円（※）とします。

※本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額とします。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、3事業年度あたり 54万株（※）とします。

※上記の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（7） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限額及び交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、当社取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に当社取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

（8） 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（当社取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（9） 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

（10） 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合、当社取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社及び当社取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2023年8月 |
| ⑧信託の期間 | 2023年8月～2026年8月
（信託契約の変更により、2029年8月まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 2023年8月 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 3億2,000万円（予定）（信託報酬・信託費用・対象子会社付与分を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2026年8月10日（予定）～2026年9月22日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上

(別紙)

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社は、役員報酬を当社の持続的成長および新たな価値の創造を実現するための原動力と捉え、以下の基本方針を定めております。

- ・ 職責を踏まえ、経営人材の確保に資する適切な報酬水準とすること
- ・ 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動したものとすること
- ・ 株主に対する説明責任を果たすことができる透明性が高い制度とすること

2. 報酬水準の考え方

当社の取締役の報酬水準は、報酬諮問委員会において妥当性を検討し、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会が決定いたします。検討においては、外部機関等による客観的なデータを活用し同程度の事業規模や関連する業種・業態に属するベンチマーク企業との比較を実施したうえで、当社グループの業績および従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。また、監査等委員である取締役の報酬水準は、監査等委員会の協議により定めており、その役割、職務の内容に鑑み、常勤および非常勤を区分し決定することとしております。

3. 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬によって構成され、その割合は、ベンチマーク企業と比較のうえ、高役位ほど変動報酬比率が高くなるように設定しております。なお、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみの構成としております。

4. 報酬諮問委員会

当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性および説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、外部機関等からの客観的な情報提供を踏まえ、取締役会の諮問に応じて役員報酬に関する事項について審議を行うこととしております。

5. 個人別の報酬決定プロセス

個人別の報酬額にかかる業績連動係数の決定について、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとしております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の諮問を経るとともに、監査等委員会の意見を聴取することとしております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定をしなければならないこととしております。

6. 情報開示

役員報酬制度の内容については、当社の情報開示基本方針に基づき、各法令等に従い迅速かつ正確に開示いたします。

以上